

特定用途港湾施設整備事業に係る資金の貸付要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、大阪港における特定用途港湾施設整備事業に係る資金の貸付けに必要なことを定める。

(貸付対象)

第2条 特定用途港湾施設整備事業に係る資金の貸付けは、国土交通大臣が港湾法施行令（昭和26年政令第4号。以下「令」という。）第2条に定める基準に適合すると認めた者が行う特定用途港湾施設（港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第55条の7第2項第1号及び第2号に掲げる施設。以下同じ。）の建設又は改良について行う。

(貸付額)

第3条 本市の貸付金の額は、法第55条の7第1項の規定による無利子貸付事業貸付金貸付割合要綱（平成23年国港経第108号。以下「貸付割合要綱」という。）の規定により、当該施設の建設又は改良に要する費用の10分の9以内の金額を限度として、本市が必要と認めた金額とする。

2 前項による本市が必要と認めた貸付金の額の内訳は、貸付割合要綱の規定を適用する。

第2章 貸付手続等

(貸付申請)

第4条 特定用途港湾施設整備事業に係る資金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書（別記様式第1号）に港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号。以下「規則」という。）第21条第2項に定める書類を添付して本市に提出しなければならない。

(貸付決定)

第5条 本市は、前条の申請を行った者（以下「申請者」という。）に対し貸付金の貸付けを行うことを決定した場合には、貸付決定通知書（別記様式第2号）を送付する。

(貸付契約等)

第6条 本市と申請者は、申請者が前条の貸付決定を受け、本市あて出来高調書（別記様式第3号）を提出した後、本市が貸付けに係る特定用途港湾施設（以下「貸付対象施設」という。）の建設又は改良の進捗状況を勘査の上、貸付契約を締結する。

2 申請者は、前項で提出する出来高調書の内容を適當とすることを証する資料を、本市の指示により提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第7条 本市は、前条の貸付契約に基づく貸付金について、申請者から本市所定の請求書の提出があった後、交付する。

第3章 本市が財政融資資金により調達した資金による貸付金(以下「特別転貸債貸付金」という。)の貸付条件

(特別転貸債貸付金の貸付条件)

第8条 特別転貸債貸付金の貸付条件は、第5章に定めるものほか、本市が国から借り入れるときの条件と同一とする。

第4章 無利子貸付金の貸付条件

(償還期間及び据置期間)

第9条 貸付金の償還期間は、据置期間を含めて20年以内とする。

2 据置期間は5年以内とする。

3 債還期間及び据置期間は、貸付金交付の日(2回以上に分割して交付する場合は、最初の交付の日)から起算するものとする。

(償還方法)

第10条 貸付金の償還方法は、均等半年賦償還の方法によるものとする。

2 債還期日は、据置期間経過後各年の9月20日及び3月20日とする。ただし、当該期日が銀行休業日にあたる場合は、直後の営業日を償還期日とする。この場合において、半年ごとの償還額に千円未満の端数を生じたときはその端数は合計して第1回の償還期日に償還するものとする。

(繰上償還)

第11条 本市は、次の各号に該当する場合には、貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができる。

- (1) 貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が第15条から第23条までの規定に違反した場合
- (2) 借受者が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用した場合(第14条の規定により、本市の承認を受けた場合を除く。)その他貸付けの条件に違反した場合
- (3) 借受者が契約の定めに従って誠実に貸付けの事務を遂行しない場合
- (4) 借受者が正当な理由なくして貸付金の償還を怠った場合

(5) 借受者が貸付金交付の日から 10 日以内に貸付金を貸付けの目的に従って使用しない場合

2 前項に定めるもののほか、本市は、借受者の貸付対象施設の運営に係る損益の計算において利益が生じた場合に、その額が当該施設の取得価額又は製作価額に年 3 パーセントの割合で計算した金額を超えるときはその超える額の 2 分の 1 の範囲内の金額について償還期限を繰り上げることができる。

(延滞金)

第 12 条 借受者は、貸付金の償還を怠ったときは、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年 10.75 パーセントの割合で計算した金額を本市に納付しなければならない。

(加算金)

第 13 条 借受者は、第 17 条第 2 項若しくは第 3 項の規定に基づく指示により貸付金の償還期限が繰り上げられた場合、又は第 14 条から第 23 条までのいずれかの規定に違反した場合においては、貸付金の交付の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該貸付金の額に、年 10.75 パーセントの割合で計算した金額を本市に納付しなければならない。

(貸付金の目的外使用の禁止)

第 14 条 借受者は、貸付金を第 4 条の規定により作成する申請書に記載のある貸付けの目的以外の目的に使用してはならない。ただし、本市の承認を受けた場合は、この限りではない。

第 5 章 特別転貸債貸付金、無利子貸付金の共通貸付条件

(工事の遂行等)

第 15 条 申請者及び借受者は工事実施計画、管理運営計画及び資金計画に従い、適切に特定用途港湾施設の建設又は改良及び管理を行わなければならない。

(本市の承認)

第 16 条 申請者又は借受者は次に掲げる事項につき、あらかじめ本市の承認を受けなければならない。

- (1) 貸付対象施設に係る工事実施計画、管理運営計画又は資金計画を変更すること。
- (2) 貸付対象施設の供用を休止し、又は廃止すること。
- (3) 貸付対象施設を貸付けの目的に反して使用し、譲渡し、交換し又は担保に供すること。

- (4) 貸付対象施設の建設若しくは改良を中止し、又は廃止すること。
- (5) 工事実施計画又は資金計画の明細を変更すること。

(本市による指示)

- 第17条 申請者及び借受者は、本市が工事実施計画、管理運営計画又は資金計画について、令第2条各号に定める要件に適合しないものとなったと認めてその変更を指示したときは、その指示に従いこれらの計画を変更しなければならない。
- 2 申請者は、貸付対象施設の建設又は改良について、予定した期間に完了しない場合又はその実施が困難となった場合は、速やかに本市に報告し、その指示に従わなければならない。
 - 3 申請者及び借受者は、本市が第20条の報告書に係る成果が貸付金の貸付けの目的及び内容に適合していないと認めた場合には、その指示に従わなければならない。

(特定用途港湾施設の使用条件)

- 第18条 借受者は、貸付対象施設の供用を貸付けの方法によりする場合、本市が当該施設の貸付けを受ける者に対し、異常な滞船の解消その他緊急かつ公益上の必要により、その者以外の者の利用に供すべきことを指示したときは、その利用を受忍しなければならない旨を当該施設の貸付けの条件に定めなければならない。

(会計処理)

- 第19条 借受者は、規則第27条の定めるところにより、その経営する事業の会計を処理するとともに、貸付対象施設の運営に係る損益の計算をしなければならない。

(実績報告書の提出等)

- 第20条 申請者は、貸付対象施設に係る建設及び改良について次の報告書を本市に提出しなければならない。
- (1) 各年の12月15日までに4月1日から11月30日までの期間における工事の遂行の状況に関する状況報告書（別記様式第4号）
 - (2) 工事完了後20日以内に工事完了実績報告書（別記様式第5号）
 - (3) 第16条第4号の承認を受けた場合、その承認を受けた日から20日以内に工事実績報告書（別記様式第5号）
なお、貸付決定に係る本市の会計年度内に工事が完了しない場合には、翌年度の4月20日までに年度終了実績報告書（別記様式第6号）
- 2 借受者は、毎事業年度終了後遅滞なく、特定用途港湾施設の運営に係る営業報告書（別記様式第7号）を、本市に提出しなければならない。

(帳簿書類の調査等)

第21条 申請者及び借受者は、国又は本市が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、申請者及び借受者の業務及び資産の状況に關し報告を求め、又はその職員に、申請者及び借受者の事務所その他事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならない。

(担保)

第22条 借受者は、本市から請求があった場合は、貸付けに關し担保を提供しなければならない。この場合において、その担保が保証であるときは、保証人が借受者と連帶した保証としなければならない。

2 借受者及び保証人は、前項の規定により借受者が担保を提供する場合、担保の価額及び保証人を適當とすることを証する資料を、本市の指示により提出しなければならない。

3 借受者は、第1項の規定により借受者が担保を提供した場合で、担保の価額が減少し、又は保証人を不適當とする事情が生じたときは、本市の指示により、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならない。

(強制執行の受諾)

第23条 借受者は、本市の指示により、貸付金についての強制執行の受諾の記載のある公正証書を作成するために必要な手続をとらなければならない。

附則

この要綱は、平成20年3月7日から実施する。

附則

この要綱は、平成20年3月18日から実施する。

附則

この要綱は、平成21年2月27日から実施する。

附則

この要綱は、平成25年1月21日から実施する。

附則

この要綱は、平成 26 年 9 月 10 日から施行し、改正後の特定用途港湾施設整備事業に係る資金の貸付要綱の規定は、平成 26 年度分の貸付金から適用する。

(様式第1号)

〇〇〇第 号
平成 年 月 日

大阪港港湾管理者 大阪市
代表者 大阪市長 氏名 様

申請者名
職名及び氏名 印

特定用途港湾施設整備事業資金貸付申請書

標題の貸付金を、下記のとおり借用いたしたく、関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|-------------|------------------------------------|----|
| 1 貸付金の額面 | 金 | 円也 |
| 内 訳 | | |
| 政府無利子貸付金 | 金 | 円也 |
| 港湾管理者無利子貸付金 | 金 | 円也 |
| 特別転貸債貸付金 | 金 | 円也 |
| 2 貸付目的 | 〇〇港〇〇地区〇〇埠頭〇〇事業に対する貸付金 | |
| 3 貸付条件 | 別紙「特定用途港湾施設整備事業に係る資金の貸付要綱」
のとおり | |

4 工事実施計画の明細

(1)事業計画

(単位:千円)

埠頭別	施設名	単位	5か年計画		過年度施行		残事業計画		申請事業計画		摘要
			数量	事業費	数量	事業費	数量	事業費	数量	事業費	
合 計											

(2)貸付金の額の算出基礎

①事業費内訳

(単位:千円)

費 目	単 位	数 量	単 価	金 額	バース別 金 額		摘 要
					第 バース	第 バース	
工 事 費							
本 工 事 費							
．							
．							
附 帯 工 事 費							
附 帯 設 備 費							
船 舶 及 び 機 械 器 具 費							
測 量 及 び 試 験 費							
當 繕 費							
用 地 費 及 び 補 償 費							
一 般 管 理 費							
建 設 利 息							
合 計							

②一般管理費内訳明細

(単位:千円)

事 業 費	管 理 費	算 出 基 礎
	内 訳 人 件 費 庁 旅 費 工 事 雜 費	

③本工事費内訳明細

(単位:千円)

費 目	工 種	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
○ ○ ○ 費	○ ○ ○ 工	換 m				
	○ ○ ○ 工	m				
	附 屬 工	m				
	直 接 工 事 費	式				特殊製品()
	共 通 仮 設 費	式				
	純 工 事 費	式				00 円 × 00%
	現 場 管 理 費	式				
	工 事 原 価	式				00 円 × 00%
	一 般 管 理 費	式				
	小 計					
	消 費 税 相 当 額					
	合 計					

④附帯工事費内訳明細

(単位:千円)

費 目	工 種	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
附 帯 工 事 費		式				
	小 計					
	消 費 税 相 当 額					
	合 計					

⑤附帯設備費内訳明細

(単位:千円)

費目	工種	単位	数量	単価	金額	摘要
附帯設備費		式				
	小計					
	消費税相当額					
	合計					

⑥機械器具費内訳明細

(単位:千円)

費目	工種	単位	数量	単価	金額	摘要
機械器具費		式				
	購入費	式				
	修理費	式				
	小計					
	消費税相当額					
	合計					

⑦測量及び試験費内訳明細

(単位:千円)

費目	工種	単位	数量	単価	金額	摘要
測量及び試験費		式				
	測量費	式				地形測量m ²
	調査費	式				地質調査
	委託費	式				
	小計					
	消費税相当額					
	合計					

⑧營繕費内訳明細

(単位:千円)

費目	工種	単位	数量	単価	金額	摘要
營繕費		式				
	建造費	式				材料倉庫
	修理費	式				車庫
	小計					
	消費税相当額					
	合計					

⑨補償費内訳明細

(単位:千円)

費目	工種	単位	数量	単価	金額	摘要
補償費	補償費	式式				移転補償 円 営業補償 円 損失補償 円
	小計					
	消費税相当額					
	合計					

⑩建設利息内訳明細

(単位:千円)

費目	事業費	借入区分	金額	利率	建設利息	摘要
		合計				

5 資金計画明細

(単位:千円)

区分		予算額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
前年(月)度からの繰越金															
収入	政府無利子貸付金														
	港湾管理者無利子貸付金														
	特別 転 貸 債														
	市中銀行借入金等														
	合 計														
支出	一般 管理 費														
	建設 利 息														
	合 計														
収支差引															
月末現金残高															

6 添付書類の目録

(様式第2号)

〇〇〇第 号
平成 年 月 日

申請者名

職名及び氏名

大阪港港湾管理者 大阪市
代表者 大阪市長 氏名 印

特定用途港湾施設整備事業資金貸付決定通知書

年 月 日付け第 号で貸付申請のあった貸付金については、下記のとおり貸し付けることとしたので通知する。

記

1 貸付決定額 金 円也

[内訳]

政府無利子貸付金	金	円
港湾管理者無利子貸付金	金	円
特別転貸債貸付金	金	円

2 貸付目的 ○○港○○地区○○埠頭○○事業に対する貸付金

3 貸付時期 平成 年 月 日

4 貸付条件 別紙「特定用途港湾施設整備事業に係る資金の貸付要綱」による

(様式第3号)

平成 年 月 日

大阪港港湾管理者 大阪市
代表者 大阪市長 氏名 様

申請者名

職名及び氏名 印

出来高調書

(単位:円)

費目	事業費	出来高	残高	摘要
工事費				
本工事				
・				
・				
・				
附帯工事費				
測量及び試験費				
一般管理費				
計				
貸付率				
貸付決定額				
出来高×貸付率				
受入済額				
今回請求額				
残高				

[記載要領]

1. 費目及び事業費は、工事実施計画の明細によるものとするが、軽微な変更をした場合は、変更後の金額を記載すること。但し、軽微な変更をしたときは、摘要欄にその旨を付記し、変更増減額を記載すること。
2. 出来高欄には、前払金額を含めることができる。(出来高とは、原則として支出済額及び支出確定額をいう。)

(様式第4号)

状況報告書

(単位:千円)

費目	金額 (A)	着手期日及び 完了(予定)期日	出来高		支出高		摘要
			金額 (B)	進捗率 (B)/(A)	金額 (C)	支出率 (C)/(A)	
							1 貸付金借入状況 国 借入(予定)月日 金額 — " " — " " — " " 2 前金払率 %

【記載要領】

1 費目欄及び金額欄は、最終の貸付金貸付申請書の事業費の内訳により記入すること。(但し、軽微な変更をした場合は、変更後の額により記入し、摘要欄に「軽変処理」と付記すること。)

(様式第5号)

工事(完了)実績報告書

(単位:千円)

着手期日	年月日						
完成期日	年月日						
費目	事業計画		実績		比較増減		摘要
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
借入金明細	借入先		国		-----	-----	-----
	①	借入年月日 借入金額 利 率	無 利 子				
	②	借入年月日 借入金額 利 率	無 利 子				
	合計						

【記載要領】

- 費目欄及び事業計画欄は、最終の貸付金貸付申請書の事業費の内訳により記入すること。
- 比較増減欄の減は、△により表示すること。
- 摘要欄は、左の比較増減理由を簡潔に記入すること。
- 借入金明細欄は、2回以上に分割して借入れた場合はそれぞれに分けて記入するものとする。

(様式第6号)

年 度 終 了 実 績 報 告 書

(単位:千円)

着手期日	年月日			当初着手予定期日	年月日		
完了予定期日	年月日			当初完了予定期日	年月日		
費目	事業計画		実績		翌年度繰越額		摘要
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
							1 繰越理由 2 繰越工事の完了見込期日
借入金明細	借入先		国		-----		-----
	③ 借入年月日	借入金額	利 率	無 利 子			
	④ 借入(予定)年月日	借入金額	利 率	無 利 子			
	合 計						

【記載要領】

- 1 費目欄及び事業計画欄は、最終の貸付金貸付申請書の事業費の内訳により記入すること。
- 2 摘要欄は、当該貸付金に係る国の会計年度内に工事が完了しない場合にその原因となった事由を記入すること。なお、事由が二つ以上ある場合にはそれぞれの事由と繰越金額を記入すること。
- 3 借入金明細欄は、2回以上に分割して借入れた場合はそれぞれに分けて記入し、国の会計年度末までに借入れをしていないものにあっては、その借入予定期日を()書により記入すること。

(様式第7号)

〇〇年度 営業報告書

(単位:円)

区分		金額	左のうち港湾施設等の運営に係る金額	摘要
損益計算	収 益	営業収益 ○○○○ ○○○○		
		営業外収益 ○○○○ ○○○○		
		計 (A)		
	費用	営業費用 ○○○○ ○○○○		
		営業外費用 ○○○○ ○○○○		
		計 (B)		
	経常損(△)益 (C)=(A)-(B)			
	特別損益 ○○○○ ○○○○			
	計 (D)			
	法人税・住民税及び事業税 (E)			
法人税等調整額 (F)				
当期損(△)益 (G)=(C)+(D)-(E)-(F)				
前期累計損(△)益 (H)				
当期累計損(△)益 (I)=(G)+(H)				
当事業年度末港湾施設等価額 (J)				
施設等価格の3% (K)=(J) × 3%				
繰上償還対象額 (I) - (K)				

【記載要領】

- 1 収益は、港湾施設等の使用料その他の事業収益及び受取利子その他の事業外収益(積立金取りくずし額以外の特別利益を含む。)の合計額とする。
- 2 費用は、事業費用(法人税、道府県民税及び市町村民税を含む。)及び支払利子その他の事業外費用(特別損失を含む。)の合計額とする。
- 3 前期累計損益(H)及び当期累計損益(I)は、株主配当金等利益処分する前の金額による。
- 4 貸付けに係る港湾施設等の運営と港湾施設等以外の事業との双方に関連する収益及び費用は、次に掲げる割合によりそれぞれの事業に配賦するものとする。
 - (1) 受取利子その他の営業外収益にあっては、それぞれの事業に専属する営業利益による割合
 - (2) 営業費用にあっては、次に掲げる割合
 - イ 法人税、住民税及び事業税にあっては、それぞれの事業に専属する利益による割合
 - ロ その他のものにあっては、それぞれの事業に専属する営業費用(諸税及び減価償却費を除く。(3)において同じ。)による割合
 - (3) 支払利子その他の営業外費用にあっては、次に掲げる割合
 - イ 支払利子にあっては、それぞれの事業に専属する営業用固定資産の当該年度末帳簿価額による割合
 - ロ その他のものにあっては、それぞれの事業に専属する営業費用による割合
- 5 当事業年度末港湾施設等価額(J)は、当該施設の取得価額または製作価額とする。